

## 食品安全委員会（第966回会合）議事概要

日 時:令和6年12月17日(火) 14:00~14:24

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか5名出席

傍聴者:一般8名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・飼料添加物 1品目

Trichoderma reesei RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼ  
を原体とする飼料添加物

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議すること  
となった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「プレチラクロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、  
「プレチラクロールの許容一日摂取量(ADI)を0.018 mg/kg 体重/  
日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知す  
ることとなった。

・飼料添加物「ジブチルヒドロキシトルエン」に係る食品健康影響評  
価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委  
員会で決定した評価結果と同じ結論、  
「ジブチルヒドロキシトルエンのADIを0.25 mg/kg 体重/日とす  
る。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知する  
こととなった。

・飼料添加物「Bacillus licheniformis JPBL011株を利用して生産さ  
れたアミラーゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価  
について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「*Bacillus licheniformis* JPBL011 株を利用して生産されたアミラーゼを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(3) その他

・旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

→事務局から説明。

農薬「クロルタールジメチル」については、農薬第一専門調査会において調査審議することとなった。